

岡山市町村総合事務組合管理者等の報酬、給与及び旅費に関する条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 14 号】

改正 平成 18 年 3 月 28 日条例第 4 号 平成 19 年 3 月 28 日条例第 2 号
平成 21 年 2 月 20 日条例第 2 号 平成 24 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 26 年 3 月 26 日条例第 2 号 平成 28 年 3 月 29 日条例第 5 号
令和 7 年 3 月 28 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 管理者，副管理者，監査委員，委員会等の委員及びその他非常勤の職員に対する報酬，給与及び旅費の支給については，この条例の定めるところによる。

(報酬，給与及び支給方法)

第 2 条 管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。），監査委員，委員会等の委員及びその他非常勤の職員の報酬の額は，次のとおりとし，管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。）及び監査委員については 3 月に当月分までを，委員会等の委員及びその他非常勤の職員についてはその職務を行った日にその都度支給する。ただし，管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。）及び監査委員が年度の途中で退職，失職により，その職を離れたとき又は死亡したときは，当該月又は翌月に支給することができる。

区分		報酬の額
管理者		年額 15,000 円
副管理者		年額 12,000 円
監査委員	識見を有する者の中から選任されたもの	年額 7,000 円
	議会の議員の中から選任されたもの	年額 11,000 円
委員会等の委員		日額 7,000 円
その他非常勤の職員		予算の範囲で管理者が定める額

2 常勤の副管理者に対して，給料月額 400,000 円並びに通勤手当，期末手当及び勤勉手当を支給し，当該手当の額は，岡山市町村総合事務組合職員給与条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 15 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算して得た額とする。期末手当及び勤勉手当の基礎額については，給料月額及び給料月額の 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額とする。

3 第 1 項の報酬のうち，年額をもって定めるものは，当該職についた日からその職を離れた日までの月数による。ただし，1 月未満の端数は切り捨てる。

4 第 2 項に定めるもののほか，常勤の副管理者の給与の支給方法については，一般職の職員の例による。

(旅費)

第 3 条 旅費の種類は，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，日当及び宿泊料とし，それぞれの額は，

別表に定めるところにより、航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 14 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

鉄道賃・船賃	車賃(1キ ロメート ルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方
国家公務員の 指定職の職務 にある者が支 給を受ける額 に相当する額	37 円	管理者等（常勤の副管理者 は除く。） 6,000 円 常勤の副管理者 一般職 に準じる	14,800 円	13,300 円

備考 「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それ以外の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。